

廃棄物海洋投入処分許可申請書

令和6年12月10日

環境大臣 浅尾 慶一郎 殿

申請者

住 所 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号

氏 名 宮崎県知事 河野 俊嗣

(法人にあっては名称及び代表者の氏名並びに住所)

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 第10条の6第1項 の規定により、 船 舶 からの
第18条の2第1項 海洋施設
廃棄物海洋投入処分の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

△海洋投入処分をしようとする廃棄物の種類	一般水底土砂:宮崎港の泊地浚渫等によって発生する水底土砂で、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第10条第2項第5号口の政令で定める基準に適合するもの。(詳細は別紙-1のとおり。)	
※許可の年月日	2025年 月 日	
※許可番号		
△廃棄物の海洋投入処分に 関する実施計画 に係る事項	廃棄物の海洋投入処分 をしようとする期間	2025年4月1日～2028年3月31日
	海洋投入処分をしよう とする廃棄物の数量	体積量 81,604m ³
	単位期間において海洋 投入処分をしようとする 廃棄物の数量	2025年4月1日～2026年3月31日:27,000m ³ 2026年4月1日～2027年3月31日:27,000m ³ 2027年4月1日～2028年3月31日:27,604m ³
	廃棄物の排出海域	廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令(平成17年環境省令第28号)第6条第1項に規定するIV海域内のうち、以下の点を中心とする半径500mの円に囲まれた範囲内の海域。 北緯31°51'54" 東経131°37'30" (詳細は別紙-2のとおり)
	廃棄物の排出方法	廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令(平成17年環境省令第28号)第6条第1項に規定する排出方法で実施する。(詳細は別紙-3のとおり)
△廃棄物の排出海域の 汚染状況の監視に関 する計画に係る事項	監視の方法	別紙-4のとおり
	監視の頻度	別紙-4のとおり
備考 1 ※の欄は記載しないこと。 2 △の欄にその記載事項のすべてを記載できないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。		

(日本産業規格 A列4番)

